

法令の厳格な遵守と小谷野市長に反省と謝罪を求める決議

令和元年6月の狭山市議会第2回定例会で、小谷野市長は、自身の政治団体である「こやの剛後援会」が2か所の政治団体からそれぞれ10万円、1か所から5万円の寄附を受けていながらこれを政治団体収支報告書に記載していない事実についての一般質問を受けた。

その際、小谷野市長は、「政治活動を行う上で原則として寄附を受け付けておりません。ご支援いただける方には後援会入会のお願い文書を発送させていただき、ご入金いただいたものは会費として計上し、収支報告をしています。」と答弁した。

しかし、寄附を行った政治団体の収支報告書にはこの支出を寄附欄に計上している。また、「こやの剛後援会」は2政治団体に10万円、1政治団体に5万円の領収を受けた旨の領収書を発行しており、法令に従えば、「こやの剛後援会」はこれらを収入として、収支報告書の寄附欄に記載しなければならない。

埼玉県選挙管理委員会発行の「政党助成法・政治資金規正法関係事務の手引き」には、収支の状況④個人の負担する党費又は会費で、『それぞれの団体の規約等で定められている党費・会費であり、集会や行事で臨時に集められたものは「(その3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入」または、「(その7) 寄附」になります。納入者は1年間の実人員です。』と記載され、『会社や団体からのものは、会費名目であっても「寄附」となります……。』と記載されている。

「個人からの寄附しかもらっていない。」との市長答弁は、「こやの剛後援会」が発行した領収書を見ても明らかのように事実と反したものであり、そのような事実無根の答弁を議会で行うことは許されるはずがなく、虚偽の答弁をしたと捉えられても仕方がない。

また、寄附者の氏名や金額を隠蔽するような行為は、政治資金規正法による「ガラス張りの政治」の目指す趣旨に反する行為である。今回のこの一般質問に関しての不誠実な小谷野市長の答弁は、政治家として法令遵守への市民の信頼を裏切り、狭山市の首長としての資質を問われるものである。

小谷野市長は直ちに違法行為について正確に修正し、傲慢とも思われる事実と反する答弁への謝罪を行い、今後の議会対応に対しては真摯に行うように反省を求めるものである。

以上、決議する。

令和元年6月 日

埼玉県狭山市議会